

罹災証明書等の申請に準備するもの

1 罹災（届出）証明申請書

2 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）の提示

- ※ 委任の場合は委任を受けた代理人の本人確認書類を提示してください。
- ※ 郵便申請の場合は写しを添付してください。

3 その他必要に応じて提出いただくもの（主なもの）

(1) 罹災状況が確認できる写真（物件全体とその被害箇所が確認できるもの）※次の①、②の場合等

- ① 罹災届出証明書（罹災証明書の交付に該当しない建物被害を含む）の交付希望の場合
- ② 修繕等により被害状況が確認できない場合 等

※住まいの被害写真についてはチラシ「住まいが被害の受けたときに最初にする事」を参考にしてください。

(2) 委任状（本人以外の方が代理で申請する場合）

※ 市内に住民登録のある同世帯の方が申請する場合は省略できます。

(3) 返信用封筒（証明書の郵送希望の場合）

※ 返信先の記載、切手を貼ったものが必要です。

(4) 修繕見積書（修繕済または修繕中の場合）

※ 修繕箇所の内容が分かるもの。

(5) 罹災場所の位置図（建物の被害場所が特定できない場合）

(6) 居住を客観的に証明するもの（住家の被害で被害場所に住民登録がない場合）

※ 公共料金の領収書（直近3月分）、郵便物等の世帯構成員の居住事実を証明できるもの。

※罹災後3月以内に申請してください。